

明石市議会基本条例の遵守を求める第2次請願書

2015/9/25 議会運営委員会における審査 趣旨説明

◇請願の趣旨・補足 ◇請願項目について ◇最後にお願ひ

1. 明石市議会は昨年4月に「議会基本条例」を施行されました。この基本条例では、議会の活性化と市民のために開かれた議会の実現を目的に掲げ、市民に対する説明責任を果たすことや政策立案と政策提言を積極的に行い、多様な市民意見を市政に反映させる議会運営に努めることも議会活動の原則に明記されています。また、議会が「言論の府」であることや「合議体」であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則も掲げられています。

ともすれば市民の信頼が低下している自治体議会の信頼を取り戻すために、明石市議会がこのような基本条例を制定されたことは高く評価しています。

私たちは今春の議会改選のあと初めて開かれた6月市議会に「議会基本条例の遵守を求める請願書」を提出し、議会自らが決められた自治基本条例と議会基本条例を遵守し、市民への説明責任を果たすなど、議会への市民の信頼感を向上させるように要請しました。

しかし、この請願については一部に積極的に受けとめようとされた議員や会派はあったものの、多数の議員の皆さんは議会基本条例に照らして市民の請願をどのように受け止め、議会運営に反映させようという議論のないまま、請願に反対し、不採択とされました。

私たちは、議会自らが制定された基本条例に沿った議会運営をしていただきたいというお願ひをただけなのですが、それが議会多数の意思によって退けられたことに、どうしても納得がいきません。

6月の請願では、5つの請願事項を挙げていたために、一括採決にこだわる会派のご意見で不採択になりました。本請願では、議会運営に関わる請願項目を大事な一点だけに絞り、議会基本条例に沿った運営をしていただくことを求めています。

2. すなわち、議案の審議および採決にあたっては、基本条例第2条、第3条、第12条に基づき、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、本会議・委員会ともに賛成または反対の理由を明示して議員間の討議をしっかりと行ったうえで、採決を行うように努めてください—というものです。
3. 6月の請願審議の場合もそうでしたが、議会内で賛否が分かれる議案について審議する場合、「討論」に際して賛否の理由を明確にしないまま採決されることが少なくありません。基本条例では「議会は討議の場」と明記されています。議会が「言論の府」であり、「合議体」であるならば、議員相互の自由な討議を重視し、賛否の理由をたたかわせたうえで「合意形成」に努力するのが、議会本来のあり方ではないでしょうか。賛成、反対の意見を一方的に主張し、その論拠についてかみ合わせた討議をして合意点を探ることを議会基本条例は促しているのではないのでしょうか。市民から見て、「なぜ賛成なのか」「なぜ反対なのか」が分か

らないまま、多数決で押し切るようでは、市民に開かれた、市民に分かりやすい議会とは言えないのではないのでしょうか？

4. こうした観点から、議会が市民への説明責任を果たすためにも、賛否の理由を議員一人ひとりが明示する責任があると思います。委員会審議でも、本会議でも、議員一人ひとりが意思表示をおこなった後、意見の相異を縮めて、合意の道筋を探る討論を行ったうえで採決が行われるべきではないのでしょうか。百歩譲って、会派で意見がまとまっている場合には、せめて会派ごとに賛否の理由を討論によって明確にし、合意形成の議論を経たうえで採決をするべきではないのでしょうか。

そのような議論が議会で普通に行われるようになれば、市民の議会への関心が高まり、議員の皆さん一人ひとりに対して「選良」としての尊敬が集まるのではないのでしょうか。

5. 本請願は、このような審議が行われるように求めたものであります。間違っても、本請願の審議がこのような審議経過をたどらずに、旧態依然の悪しき慣習のまま葬られることがないように、重ねてお願いいたします。

ことは、議会基本条例の権威に関わることかと思えます。長い時間をかけて成立にこぎつけられた議会基本条例が、単なる形ばかりの飾りにしてしまうことのないように、ぜひとも慎重な審議をお願いいたします。